

大館市内部統制基本方針

現在、少子高齢化・人口減少が進む中であって、市民の暮らしを支える行政サービスの重要性は増大しており、限られた行財政資源を活用し、質の高い行政サービスを安定的かつ効率的に提供していくことが求められています。

そのためには、業務上のリスクを想定し、対応策を講じて監視することで適正な業務執行を確保するとともに、持続可能なまちづくりを支える行財政運営を確立することが重要です。

よってここに、地方自治法第 150 条第 2 項の規定に基づき、大館市における内部統制に関する方針を次のとおり定め、市民の皆さまから信頼される行政を推進していきます。

1 内部統制の目的

(1) 事務の効率的かつ効果的な遂行

職員一人ひとりが、自らが管理又は執行する事務に潜むリスクや、これが及ぼす影響を認識し、その発生の回避や発生時の損失を最小化することにより、事務を滞りなく、効率的かつ効果的に執行する体制を確保する。

(2) 財務報告等の信頼性の確保

財務に関する情報を正当な手続きに基づいて適切に作成及び保存し、正確な情報に基づいた財務報告を公表することで、信頼性を確保します。

(3) 業務に関わる法令等の遵守

市民の皆様からの信頼の基礎となる法令その他の規範を遵守した業務執行を確保します。

(4) 資産の保全

資産の取得、使用及び処分が正当な手続及び承認の下に行われているかを確認し、適切な保全を図ります。

2 内部統制の対象とする事務

内部統制の対象とする事務は次のとおりとします。

(1) 財務に関する事務

(2) 財務に関する事務以外で、その管理及び執行が法令に適合し、かつ、適正に行われることを特に確保する必要がある事務として市長が認めるもの

3 内部統制の評価及び見直し

内部統制の取組については、毎年度評価報告書にまとめ、監査委員の審査に付した上で、議会に提出するとともに、公表します。

また、内部統制に対する評価結果や監査委員からの意見等を踏まえ、必要に応じて、本方針及び対象事務の内部統制の見直しを実施します。

令和 5 年 4 月 1 日

大館市長 福原 淳 嗣